

## 第 103 号議案

### 豊後大野市国民健康保険税条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

#### 提案理由

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）の一部改正等に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項を附則第 21 項とし、附則第 18 項を附則第 20 項とし、附則第 17 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 23 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 23 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第 23 条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 23 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の豊後大野市国民健康保険税条例附則第 18 項及び第 19 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。